

Xが土地を取得したのはYの時効取得完成（占有開始の昭和48年2月から20年が経過した平成5年2月）以降であり、Yは所有権移転登記を具備したXに対して時効による所有権取得を対抗できないと抗弁し、Yは、Xは、背信的悪意者であって、民法第177条に基づき登記の欠缺を主張できる第三者にあたらぬとの再抗弁を主張した。

<裁判所の判断>

第一審は、Yによる本件土地の通路部分の時効取得を認めず、Xの請求を認容した。

控訴審は、Xの請求を退け、Yの反訴を認容した。

これに対し、最高裁は、次のように述べて、本件を高松高裁に差し戻した。

およそ、甲が時効取得した不動産について、その時効完成後に乙が当該不動産の譲渡を受けて所有権移転登記を了した場合において、乙が当該不動産の譲渡を受けた時点において、甲が多年にわたり当該不動産を占有している事実を認識しており、甲の登記の欠缺を主張することが信義則に反するものと認められる事情が存する場合には、乙は背信的悪意者にあたるというべきである。

よって、本件において、XがYによる本件通路部分の時効取得について背信的悪意者にあたるというためには、まず、Xにおいて、本件土地等の購入時、Yが長年にわたり本件通路部分を継続して占有している事実を認識していたことが必要であるというべきであり、購入時に、Yが通路部分を専用通行路として利用していること及びその必要性の認識のみでは、Xが背信的悪意者にあたるということとはできない。

- 4 代位弁済をした保証人が、原債権及びその担保権を代位行使し、担保不動産の差押債権者の地位承継を執行裁判所に申し出た場合には、承継申出の主債務者への通知がなくても、求償権の消滅時効が不動産競売手続完了までの間中断するとされた事例

佐賀地判 平成16年10月25日

福岡高判 平成17年4月27日

最三小判 平成18年11月14日 民集60-9-3402、裁時1423-11、判時1954-39、判タ1227-116、金法1794-42、金商1260-21

<事案の概要>

Aは、平成7年6月にBに3000万円を貸し付け、その担保として、C所有の本件不動産につき根抵当権設定を受け、その旨の登記を経由した。

XはBのAに対する借入金債務を連帯保証するとともに、XがBに対して取得することとなる求償債権につきYが連帯保証することを内容とする連帯保証契約をYと締結した。

Aの申立てにより、平成9年11月に本件不動産の競売手続開始が決定された。

Xは、BのAに対する債務の残額を平成9年12月25日に代位弁済し、同時に、本件不動産につき、Aから根抵当権一部移転の付記登記を経由した。

Xは、平成10年1月6日に、執行裁判所に対し、Aの差押債権者の地位の一部承継を申立て、執行裁判所はその旨をBに郵便で連絡したが、転居先不明によりBに到達しないまま、競売手続が続行された。Xは平成11年9月29日に332万円の配当を受け、競売手続は同日終了した。

Xは、Bに対する求償債権の額から配当額を控除した残額につき、連帯保証債務の履行

をYに請求する訴えを平成16年9月9日に提起した。これに対し、Yは、Xが代位弁済によってBに対する求償権を取得した平成9年12月25日から5年を経過した時点でXのBに対する求償権は時効消滅しており、それに伴い、XのYに対する連帯保証債務履行請求権も時効消滅していると抗弁した。

<裁判所の判断>

第1審はXの請求を認容したが、控訴審はYの抗弁を容れてXの訴えを斥けた。

これに対し、最高裁は、次のように述べて、原判決を破棄し、Xの請求を認容した。

債権者の申立てにより執行裁判所が競売開始決定をし、決定正本が債務者に送達された後に、保証人が代位弁済をした上で、債権者から物上保証人に対する担保権移転の付記登記を経由し、差押債権者の承継を執行裁判所に申し出た場合には、承継の申出について主債務者に対して民法第155条所定の通知がなされなくても、代位弁済によって保証人が主債務者に対して取得する求償権の消滅時効は、承継の申出の時から不動産競売の終了に至るまで中断する。

本件にあっては、不動産競売手続が終了した平成11年9月29日から、Xが本件訴えを提起した平成16年9月9日まで5年を経過しておらず、求償権につき消滅時効は成立していない。